

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（令和6年7月3日京都市条例第 9 号）（消防局予防部指導課）

消防法施行規則の一部改正に伴い、京都市火災予防条例に定めるスプリンクラー設備に関する基準に係る規定の整備を行うこととしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 9 号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号中「第5条の3第1項」を「第5条の5第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(消防局予防部指導課)